

# 《 新地方公会計制度財務書類の公表 》

～ 当組合の財務書類についてお知らせ致します ～

## ○ 地方公会計制度の概要について

国・地方公共団体の公会計制度は、これまで現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。しかし、単式簿記は発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できない事、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念が無いといった弱点がありました。それから、総務省内で検討がなされ、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、全ての地方公共団体に対して、平成30年3月までに統一的な基準に基づいた財務書類を作成する事を要請しておりました。

本組合では、この要請を受け、企業会計的手法を取り入れた発生主義、複式簿記として、歳入・歳出の現金取引のみならず、年度末時点での財産の残高や、一年間の資金の流れなどの情報を網羅的に公正価値で把握できるよう見直し、平成28年度決算より、統一的な基準による財務書類(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)を作成し、公表してまいります。

## ○ 統一的な基準の特徴について

地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。

「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の評価を行っていく方法です。

これに対し「基準モデル」は、最初に全ての固定資産の洗い出しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成する方法です。その為、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があります。

この「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の良い特徴を併せ持ったのが「統一的な基準」といいます。

## ○ 本組合の取り組みについて

本組合では、平成28年度決算から、統一的な基準により、固定資産台帳の整備を行い、その上で一般会計の財務書類を作成しております。

この事により、現金の取引情報にとどまらず、資産や負債の状況も把握できるようになり、構成団体市町民の皆さんにとっても、本組合の財務状況がどういったものであるかを判断する事ができる材料の一つになっていくものと思われまます。

## ○ 作成基準日について

作成基準日は、会計年度末の最終日と致しました。

なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間(翌年度4月1日から5月31日までの間)の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っております。

## ○ 作成対象とする範囲について

会計区分：一般会計

## 貸借対照表（印旛利根川水防事務組合 一般会計）

（令和 4年 3月31日 現在）

（単位：円）

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	10,156,276	固定負債	1,879,576
有形固定資産	10,156,276	地方債等	—
事業用資産	7,653,524	長期未払金	—
土地	3,041,567	退職手当引当金	—
立木竹	—	損失補償等引当金	—
建物	30,297,670	その他	1,879,576
建物減価償却累計額	△ 25,685,713	流動負債	—
工作物	—	1年内償還予定地方債等	—
工作物減価償却累計額	—	未払金	—
船舶	—	未払費用	—
船舶減価償却累計額	—	前受金	—
浮標等	—	前受収益	—
浮標等減価償却累計額	—	賞与等引当金	—
航空機	—	預り金	—
航空機減価償却累計額	—	その他	—
その他	—		
その他減価償却累計額	—	負債合計	1,879,576
建設仮勘定	—	【純資産の部】	
インフラ資産	—	固定資産等形成分	3,419,650
土地	—	余剰分(不足分)	18,008,626
建物	—	他団体出資等分	—
建物減価償却累計額	—		
工作物	—		
工作物減価償却累計額	—		
その他	—		
その他減価償却累計額	—		
建設仮勘定	—		
物品	7,538,400		
物品減価償却累計額	△ 5,035,648		
無形固定資産	—		
ソフトウェア	—		
その他	—		
投資その他の資産	—		
投資及び出資金	—		
有価証券	—		
出資金	—		
その他	—		
長期延滞債権	—		
長期貸付金	—		
基金	—		
減債基金	—		
その他	—		
その他	—		
徴収不能引当金	—		
流動資産	13,151,576		
現金預金	2,295,576		
未収金	—		
短期貸付金	—		
基金	10,856,000		
財政調整基金	10,856,000		
減債基金	—		
棚卸資産	—		
その他	—		
徴収不能引当金	—		
繰延資産	—		
資産合計	23,307,852	純資産合計	21,428,276
		負債及び純資産合計	23,307,852

【様式第2号】

## 行政コスト計算書（印旛利根川水防事務組合 一般会計）

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

（単位：円）

科目	金額
経常費用	15,863,370
業務費用	15,770,940
人件費	9,298,124
職員給与費	8,550,624
賞与等引当金繰入額	—
退職手当引当金繰入額	—
その他	747,500
物件費等	6,472,816
物件費	2,537,998
維持補修費	3,228,500
減価償却費	706,318
その他	—
その他の業務費用	—
支払利息	—
徴収不能引当金繰入額	—
その他	—
移転費用	92,430
補助金等	92,430
社会保障給付	—
その他	—
経常収益	308
使用料及び手数料	—
その他	308
純経常行政コスト	15,863,062
臨時損失	—
災害復旧事業費	—
資産除売却損	—
損失補償等引当金繰入額	—
その他	—
臨時利益	—
資産売却益	—
その他	—
純行政コスト	15,863,062

## 純資産変動計算書（印旛利根川水防事務組合 一般会計）

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

（単位：円）

科目	合計	固定資産等形成分		
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	26,897,338	2,881,968	24,015,370	—
純行政コスト(△)	△ 15,863,062		△ 15,863,062	
財源	10,394,000		10,394,000	—
税収等	10,394,000		10,394,000	
国県等補助金	—		—	
本年度差額	△ 5,469,062		△ 5,469,062	—
固定資産等の変動(内部変動)		537,682	△ 537,682	
有形固定資産等の増加		—	—	
有形固定資産等の減少		△ 706,318	706,318	
貸付金・基金等の増加		1,244,000	△ 1,244,000	
貸付金・基金等の減少		—	—	
資産評価差額	—	—		
無償所管換等	—	—		
他団体出資等分の増加	—			—
他団体出資等分の減少	—			—
比例連結割合変更に伴う差額	—			
その他	—	—	—	
本年度純資産変動額	△ 5,469,062	537,682	△ 6,006,744	—
本年度末純資産残高	21,428,276	3,419,650	18,008,626	—

## 行政コスト及び純資産変動計算書（印旛利根川水防事務組合 一般会計）

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

（単位：円）

科目	金額			
経常費用	15,863,370			
業務費用	15,770,940			
人件費	9,298,124			
職員給与費	8,550,624			
賞与等引当金繰入額	—			
退職手当引当金繰入額	—			
その他	747,500			
物件費等	6,472,816			
物件費	2,537,998			
維持補修費	3,228,500			
減価償却費	706,318			
その他	—			
その他の業務費用	—			
支払利息	—			
徴収不能引当金繰入額	—			
その他	—			
移転費用	92,430			
補助金等	92,430			
社会保障給付	—			
その他	—			
経常収益	308			
使用料及び手数料	—			
その他	308			
純経常行政コスト	15,863,062			
臨時損失	—			
災害復旧事業費	—			
資産除売却損	—			
損失補償等引当金繰入額	—			
その他	—			
臨時利益	—			
資産売却益	—			
その他	—			
		金額		
		固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
純行政コスト	15,863,062		△ 15,863,062	
財源	10,394,000		10,394,000	—
税収等	10,394,000		10,394,000	
国県等補助金	—		—	
本年度差額	△ 5,469,062		△ 5,469,062	—
固定資産等の変動(内部変動)		537,682	△ 537,682	
有形固定資産等の増加		—	—	
有形固定資産等の減少		△ 706,318	706,318	
貸付金・基金等の増加		1,244,000	△ 1,244,000	
貸付金・基金等の減少		—	—	
資産評価差額	—	—	—	
無償所管換等	—	—	—	
他団体出資等分の増加	—	—	—	—
他団体出資等分の減少	—	—	—	—
比例連結割合変更に伴う差額	—	—	—	
その他	—	—	—	
本年度純資産変動額	△ 5,469,062	537,682	△ 6,006,744	—
前年度末純資産残高	26,897,338	2,881,968	24,015,370	—
本年度末純資産残高	21,428,276	3,419,650	18,008,626	—

## 資金収支計算書（印旛利根川水防事務組合 一般会計）

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月31日

（単位：円）

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	15,157,052
業務費用支出	15,064,622
人件費支出	9,298,124
物件費等支出	5,766,498
支払利息支出	—
その他の支出	—
移転費用支出	92,430
補助金等支出	92,430
社会保障給付支出	—
その他の支出	—
業務収入	16,209,308
税収等収入	16,209,000
国県等補助金収入	—
使用料及び手数料収入	—
その他の収入	308
臨時支出	—
災害復旧事業費支出	—
その他の支出	—
臨時収入	—
業務活動収支	1,052,256
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,244,000
公共施設等整備費支出	—
基金積立金支出	1,244,000
投資及び出資金支出	—
貸付金支出	—
その他の支出	—
投資活動収入	—
国県等補助金収入	—
基金取崩収入	—
貸付金元金回収収入	—
資産売却収入	—
その他の収入	—
投資活動収支	△ 1,244,000
【財務活動収支】	
財務活動支出	—
地方債等償還支出	—
その他の支出	—
財務活動収入	—
地方債等発行収入	—
その他の収入	—
財務活動収支	—
本年度資金収支額	△ 191,744
前年度末資金残高	2,487,320
比例連結割合に伴う差額	—
本年度末資金残高	2,295,576
前年度末歳計外現金残高	—
本年度歳計外現金増減額	—
本年度末歳計外現金残高	—
本年度末現金預金残高	2,295,576

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産 …… 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次の通りです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの …… 該当事項はありません。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの …… 取得原価

取得原価が不明なもの …… 再調達原価

取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地については、該当事項はありません。

#### ② 無形固定資産 …… 該当事項はありません。

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法 …… 該当事項はありません。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 …… 該当事項はありません。

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) …… 定額法

なお、主な耐用年数は下記の通りです。

建物 38年

物品 4年

#### ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) …… 該当事項はありません。

#### ③ リース資産 …… 定額法

リース期間を耐用年数とする。

物品 6年

### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ① 投資損失引当金 …… 該当事項はありません。

#### ② 徴収不能引当金 …… 該当事項はありません。

#### ③ 退職手当引当金 …… 該当事項はありません。

#### ④ 損失補償等引当金 …… 該当事項はありません。

#### ⑤ 賞与等引当金 …… 該当事項はありません。

### (6) リース取引の処理方法 …… 該当事項はありません。

### (7) 資金収支計算書における資金の範囲 …… 現金

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

### (8) その他財務書類作成の為の基本となる重要な事項

#### ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

#### ② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

## 2 重要な会計方針の変更等 …… 該当事項はありません。

## 3 重要な後発事象 …… 該当事項はありません。

## 4 偶発債務 …… 該当事項はありません。

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解する為に必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲 …………… 一般会計
- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 …………… 該当事項はありません。
- ④ 繰越事業に係る将来の支出予定額 …………… 該当事項はありません。

### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳 …………… 該当事項はありません。
- ② 減債基金に係る積立不足額 …………… 該当事項はありません。
- ③ 基金借入金(繰替運用) …………… 該当事項はありません。
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれる事が見込まれる金額 …………… 該当事項はありません。
- ⑤ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 …………… 該当事項はありません。
- ⑥ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物 …………… 該当事項はありません。
- ⑦ 道路、河川及び水路の敷地の評価額 …………… 該当事項はありません。

### (3) 行政コスト計算書に係る事項 …………… 該当事項はありません。

### (4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分(不足分)  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

### (5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 △191,744円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	18,696,628円	16,401,052円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	—	—
資金収支計算書	16,209,308円	15,157,052円

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

#### 資金収支計算書

業務活動収支	1,052,256円
減価償却費	706,318円
賞与等引当金繰入額(増減額)	0円
退職手当引当金繰入額(増減額)	0円
資産除売却損	0円
純資産変動計算書の本年度差額	△5,469,062円

- ④ 一時借入金 …………… 該当事項はありません。
- ⑤ 重要な非資金取引 …………… 該当事項はありません。